（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

附　則

この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第十九条第一項に第三号を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○文部科学省令第三号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項、第五項及び第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書、第八条の三及び第八条の四の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

文部科学大臣　萩生田光一

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　［略］ 2　第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第四号及び第六号並びに第二項、第十二条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三条の三、第二十三条の四第一項、第六項並びに第九項、第二十三条の五、第二十三条の七第三項、第二十三条の九、第二十四条、第二十五条、第二十六条の二、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第一項並びに第三項、第三十二条の四第二項並びに第三十六条の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　［同上］ 2　第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十四条、第二十五条、第三十二条の四第二項並びに第三十六条の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

（経理方法）

第十七条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一～三　［略］

四　法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給に係る業務（法第二十三条の二の規定による政府の補助をこれに必要な費用に充てるものに限る。）

五　前四号に掲げる業務以外の業務

［項を削る。］

（認定のための選考）

第二十条　法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合の認定及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定（以下「給付奨学生認定」という。）は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2・3　［略］

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二　［略］

（経理方法）

第十七条　機構は、法第二十三条の三の規定によるほか、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一～三　［同上］

［号を加える。］

四　前三号に掲げる業務以外の業務

2　機構は、法第二十三条の三の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（認定のための選考）

第二十条　法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2・3　［同上］

第二十三条の二　法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一・二　［同上］